

環境保全に関連する補助・助成・融資制度等

平成 31 年 4 月 1 日現在

| 区分 | 項目 | 制度等名称 | 対象 | 補助・助成・融資額(率) | 所管 |
|----|--------------------|-----------------------|--|---|------------|
| 市民 | 家庭に浄化槽を設置する。 | 長野市合併処理浄化槽設置事業補助金 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 公共下水道区域のうち令和 9 年度までに下水道が整備されない見込みの区域 ◆ 専用住宅または住宅部分が延べ床面積の 2 分の 1 以上の併用住宅 ◆ 別荘・事業所及び販売を目的とした住宅に設置する場合は対象外 | <補助> ◆ 5 人槽：45 万円 ◆ 6～7 人槽：55 万円 ◆ 8～10 人槽：70 万円 | 環境保全温暖化対策課 |
| | 太陽光発電システムを住宅に設置する。 | 長野市太陽光発電システム普及促進事業補助金 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内にある自ら居住する住宅（店舗等併用住宅を含む）に太陽光発電システムを設置する者（市税に滞納が無いこと） | <補助> ◆ 1 kW 当たり 1 万 2,000 円 ※上記の出力の金額に対象システムを構成する太陽電池の最大出力を乗じて得た額（限度額 5 万円、1,000 円未満切り捨て） | |
| | 太陽熱利用システムを住宅に設置する。 | 長野市太陽熱利用システム普及促進事業補助金 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内にある自ら居住する住宅（店舗等併用住宅を含む）に太陽熱利用システムを設置する者（市税に滞納が無いこと） | <補助> ◆ 自然循環型（太陽熱温水器）：1 件当たり 4 万円 ◆ 強制循環型（ソーラーシステム）：1 件当たり 10 万円 | |
| | 家庭に生ごみ処理機器を設置する。 | 長野市生ごみ自家処理機器購入費補助金 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 生ごみ自家処理機器またはそれに相当すると認める物の購入 | <補助> ◆ コンポスト容器・ぼかし容器：3,000 円以内/個 ◆ 電動（手動）生ごみ処理機：購入額の 1/2 以内（限度額：3 万円） ◆ ディスポーザ（機械処理タイプ）：購入額の 1/2 以内（限度額：3 万円）※いずれも 100 円未満切り捨て | 生活環境課 |

| 区分 | 項目 | 制度等名称 | 対象 | 補助・助成・融資額(率) | 所管 |
|------|--|-----------------|--|---|-------|
| 市民 | 住宅に雨水貯留施設を設置する。 | 長野市雨水貯留施設助成金 | <ul style="list-style-type: none"> ◆屋根に降った雨を貯留する施設の購入費、自作用材料費 ◆下水道への接続により、不要になった浄化槽を雨水貯留施設に転用するのに要する費用 | <p><補助></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆雨水貯留施設は購入経費の1/2 (限度額:1000以上5000未満が2万5,000円、5000以上が5万円) ◆浄化槽改造は改造費用の2/3 (限度額:10万円) | 河川課 |
| | 景観形成市民団体として認定を受けた団体の活動に要する経費、景観の形成に関する協定の締結に要する経費、その他市長が良好な景観の形成に著しく寄与すると認める経費 | 長野市景観形成推進事業補助金 | ◆景観形成市民団体 | <p><補助></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆補助率:3分の2以内 補助限度額:20万円 補助する期間:通算5年度間に限り交付 | 都市政策課 |
| 市民団体 | ごみ集積所を設置する | ごみ集積所設置事業補助金 | ◆行政連絡区、住民自治協議会 | <p><補助></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆補助率:4分の3以内 補助限度額:2.0㎡以上3.3㎡未満のもの 7.7万円 3.3㎡以上のもの 11万円 | 生活環境課 |
| | ごみ集積所を改修する | ごみ集積所改修事業補助金 | ◆行政連絡区、住民自治協議会 | <p><補助></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆補助率:2分の1以内 補助限度額:2.0㎡以上3.3㎡未満のもの 5万円 3.3㎡以上のもの 7万円 | |
| | カラス除けネットを有償で頒布する | カラス除けネット有償頒布事業 | ◆行政連絡区、住民自治協議会 | ◆申請のあった者に1枚当たり2,200円で頒布 | |
| | 資源回収用の資源物を一時的に保管する倉庫を設置する。 | リサイクルハウス設置事業補助金 | ◆行政連絡区、住民自治協議会、資源回収団体 | <p><補助></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆補助率:4分の3以内 補助限度額:2.0㎡以上3.3㎡未満のもの 10.5万円 3.3㎡以上のもの 20万円 | |

| 区分 | 項目 | 制度等名称 | 対象 | 補助・助成・融資額(率) | 所管 |
|---------------|---|--|---|---|-------|
| 農家 | 性フェロモン剤や天敵利用により、環境負荷の軽減を図る。 | 生物利用等環境保全型農業推進事業 | ◆性フェロモン剤は受益戸数 10 戸以上かつ設置面積 30a 以上 ◆天敵は農薬登録のある寄生性・捕食性天敵 | <補助> ◆認定事業費の 1.25/10 以内 | 農業政策課 |
| | 生分解性マルチの導入により環境負荷の軽減及び農作業の省力化を図る。 | 生分解性マルチ導入推進事業 | ◆受益戸数が 3 戸以上 | <補助> ◆認定事業費の 3/10 以内 | |
| | 農業者が共同で家畜ふん尿処理や飼料作物の効率的な生産に必要な基盤整備又は畜産関連施設を設置する経費 | 畜産経営改善事業 | ◆受益農家がおおむね 3 戸以上 | <補助> ◆認定事業費の 3/10 以内 | |
| | せん定枝粉碎機の導入により、せん定枝の焼却処分量を減らし、環境負荷の軽減を図る。 | 農業機械化補助金事業 | ◆個人利用は、果樹栽培面積が 40 a 以上等 ◆共同利用は、受益戸数 5 戸以上かつ果樹栽培面積が 150 a 以上等 ◆中古の農業機械の購入にあつては残存耐用年数が 2 年以上あること | <補助> ◆個人利用は、認定事業費の 2/10 以内(上限 5 万円) ◆共同利用は、認定事業費の 3/10 以内 | |
| | 畜産農家と耕種農家で連携した団体が家畜ふん尿処理に係る農業機械を共同で購入する経費 | 農業機械化補助金事業 | ◆受益戸数 3 戸以上かつ畜産農家と耕種農家が連携した団体 ◆中古の農業機械の購入にあつては残存耐用年数が 2 年以上あること | <補助> ◆認定事業費の 3/10 以内 | |
| 事業所で環境対策を講じる。 | 長野市中小企業振興資金融資制度(環境対策資金) | ◆温室効果ガス排出量削減対策(太陽光発電設備の導入等)・土壌汚染対策・その他の環境対策を講じる方 | <融資> ◆設備 限度額: 1 億円 返済期間 10 年以内(据置 1 年以内) 利率: 年 1.90% <融資> ◆運転 限度額: 2,000 万円 返済期間 5 年以内(据置 1 年以内) 利率: 年 1.90% ※設備と運転の合計限度額は 1 億円 | 商工労働課 | |

| 区分 | 項目 | 制度等名称 | 対象 | 補助・助成・融資額(率) | 所管 |
|-----|------------------|-------------------------|--|---|-------|
| 事業主 | 工場に公害防止施設を設置する。 | 長野市企業立地助成制度(公害防止施設設置事業) | ◆工場を有する者が施設費300万円以上の公害防止施設を設置する場合 | <助成> ◆事業費の20/100以内(限度額:年額1,000万円) | 商工労働課 |
| | 工場内の緑化をする。 | 長野市企業立地助成制度(工場等緑化事業) | ◆工場を有する者又は市等が分譲する産業団地に事業所を有する者が、工場等の敷地面積の10/100以上に樹木等を植栽する場合 | <助成> ◆事業費の20/100以内(限度額:年額5,000万円) | |
| | 事業所に雨水貯留施設を設置する。 | 長野市雨水貯留施設助成金 | ◆屋根に降った雨を貯留する施設の購入費、自作用材料費 ◆下水道への接続により、不要になった浄化槽を雨水貯留施設に転用するのに要する費用 | <補助> ◆雨水貯留施設は購入経費の1/2(限度額:1000以上5000未満が2万5,000円、5000以上が5万円) ◆浄化槽改造は改造費用の2/3(限度額:10万円) | 河川課 |